

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年7月31日
【発行者名】	日本プライムリアルティ投資法人
【代表者の役職氏名】	執行役員 金子 博人
【本店の所在の場所】	東京都中央区八重洲一丁目4番16号
【事務連絡者氏名】	株式会社東京リアルティ・インベストメント・マネジメント 取締役財務部長 栄田 聡
【電話番号】	03-3231-1051
【届出の対象とした募集（売出）内国 投資証券に係る投資法人の名称】	日本プライムリアルティ投資法人
【届出の対象とした募集（売出）内国 投資証券の形態及び金額】	形態：投資証券 発行価額の総額：その他の者に対する割当 1,614,944,760円
安定操作に関する事項	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成24年7月9日提出の有価証券届出書（平成24年7月23日提出の有価証券届出書の訂正届出書により訂正済み。）の記載事項のうち、平成24年7月31日に臨時報告書の訂正報告書を関東財務局長に提出したことに伴い、当該臨時報告書の訂正報告書を参照書類に追加するため、また、記載事項の一部を訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第一部 証券情報

第1 内国投資証券（投資法人債券を除く。）

(14) 手取金の使途

第4 募集又は売出しに関する特別記載事項

2 海外募集の概要

(1) 海外募集における発行数（海外募集口数）

(2) 海外募集における発行価額の総額

第二部 参照情報

第1 参照書類

3 【訂正箇所】

訂正箇所は_____ 野で示してあります。

第一部【証券情報】

第1【内国投資証券（投資法人債券を除く。）】

(14) 【手取金の使途】

<訂正前>

本件第三者割当における手取金（1,614,944,760円）は、本件第三者割当と同日付をもって決議された国内一般募集における手取金（10,807,707,240円）及び海外募集における手取金上限（8,281,768,000円）と併せて、後記「第二部 参照情報 第2 参照書類の補完情報 2 投資対象 (1) 第21期に取得済み又は第22期以降に取得予定の資産の概要 (ロ) 第22期以降に取得予定の資産の概要」に記載の薬院ビジネスガーデンの取得資金（取得諸経費等を含みます。）の一部（70億円）に充当し、残余を借入金の返済に充当します。

<訂正後>

本件第三者割当における手取金（1,614,944,760円）は、本件第三者割当と同日付をもって決議された国内一般募集における手取金（10,807,707,240円）及び海外募集における手取金（8,281,768,000円）と併せて、後記「第二部 参照情報 第2 参照書類の補完情報 2 投資対象 (1) 第21期に取得済み又は第22期以降に取得予定の資産の概要 (ロ) 第22期以降に取得予定の資産の概要」に記載の薬院ビジネスガーデンの取得資金（取得諸経費等を含みます。）の一部（70億円）に充当し、残余を借入金の返済に充当します。

第4【募集又は売出しに関する特別記載事項】

2 海外募集の概要

(1) 海外募集における発行数（海外募集口数）

<訂正前>

44,000口

(注) 本募集の総発行数は101,420口であり、国内募集口数は57,420口であり、海外募集口数は44,000口（海外引受会社による買取引受けの対象口数42,580口及び海外引受会社に付与する追加的に発行する本投資口を買い取る権利の対象口数1,420口）です。

<訂正後>

44,000口

(注) 本募集の総発行数は101,420口であり、国内募集口数は57,420口であり、海外募集口数は44,000口（海外引受会社による買取引受けの対象口数42,580口及び海外引受会社に付与した追加的に発行する本投資口を買い取る権利（対象口数1,420口）の行使により発行される1,420口）です。

(2) 海外募集における発行価額の総額

<訂正前>

8,281,768,000円

(注) 海外引受会社に付与する追加的に発行する本投資口を買い取る権利の全てが行使された場合の上限金額です。

<訂正後>

8,281,768,000円

(注)の全文削除

第二部【参照情報】

第1【参照書類】

金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。）（以下「金融商品取引法」といいます。）第27条において準用する金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類をご参照下さい。

<訂正前>

1【有価証券報告書及びその添付書類】

計算期間 第20期（自平成23年7月1日 至平成23年12月31日） 平成24年3月26日関東財務局長
に提出

2【半期報告書】

該当事項はありません。

3【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本書提出日（平成24年7月9日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項並びに特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令（平成5年大蔵省令第22号。その後の改正を含みます。）第29条第1項及び同条第2項第1号に基づき、平成24年7月9日に、臨時報告書を関東財務局長に提出

(注) なお、発行価格等決定日に本3記載の臨時報告書の訂正報告書が関東財務局長に提出されます。

4【訂正報告書】

該当事項はありません。

<訂正後>

1【有価証券報告書及びその添付書類】

計算期間 第20期（自平成23年7月1日 至平成23年12月31日） 平成24年3月26日関東財務局長
に提出

2【半期報告書】

該当事項はありません。

3【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本書提出日（平成24年7月9日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項並びに特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令（平成5年大蔵省令第22号。その後の改正を含みます。）第29条第1項及び同条第2項第1号に基づき、平成24年7月9日に、臨時報告書を関東財務局長に提出

(注)の全文削除

4【訂正報告書】

訂正報告書（上記3の臨時報告書の訂正報告書）を平成24年7月23日に関東財務局長に提出

5【訂正報告書】

訂正報告書（上記3の臨時報告書の訂正報告書）を平成24年7月31日に関東財務局長に提出